３．６　技術基準不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気マッサージ器 品目番号００１ 試料番号２	100V 11W 50/60Hz 10分定格	PS E JQA (PA-X)	スカイライトコーポレーション㈱ (SKYLITE) （輸入）	構造試験において、スイッチ基板の異極充電部間の絶縁距離は、次のとおりであった。 イ．切り換えスイッチ開閉異極間（スイッチがＯＦＦの時、異極となる部分）：１．０mm ロ．切り換えスイッチ開閉異極間（モーターのみ運転し、ヒーター回路がＯＦＦの時、異極となる部分）：０．８mm ハ．ＡＣ１００Ｖラインと整流後間：０．８mm	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、１００Ｖ）であること。	1
テレビジョン受信機 品目番号００６ 資料番号２	100V 74W □	PS E (4500038201)	㈱ラナ （輸入）	１．構造試験において、プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部間）で、１００Ｖ異極充電部相互間の空間距離が次のとおりであった。 イ．電流ヒューズの動作時異極間：２．０mm ロ．電磁リレーの動作時異極間：１．９mm	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	－
				２．構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が１１４Ｖ（差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。	別表第八１（２）ヤ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は１秒後において、４５Ｖ以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が０．１μＦ以下であるものにあっては、この限りでない。	－
				３．雑音の強さ（雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６９．７／７１．３ｄＢ（測定周波数０．６１７／０．６０３ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ロ（ハ） 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては５２ｄＢ以下であること。	－

※（株）ラナ輸入のテレビジョン受信機の技術基準不適合について

同製品は２項基準を設計基準として製造されたものであるが、ＪＥＴが事業者に対して行った事前アンケートにおいて、事業者のミスにより１項基準と回答したため、ＪＥＴにおいて１項基準により試験を行ったところ不適合になったものである。

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
テレビジョン受信機 品目番号００６ 資料番号２	100V 74W □	(PS E) (4500038201)	㈱ラナ （輸入）	４．　二重絶縁構造において、絶縁変圧器（Ｔ９０１）の１次巻線と２次巻線が独立して巻かれていなかった。	別表第八１（７）ハ（ハ） 次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、別表第四１（２）ハの図に示す試験指にあつては充電部及び基礎絶縁物に、次の図に示すテストピンにあつては充電部に触れないこと。 （ハ）２次電圧が３０Ｖ以下であつて、１次巻線と２次巻線が独立して巻かれ、かつ、二重絶縁構造の絶縁変圧器に接続された２次側の回路の電圧が交流にあつては３０Ｖ以下、直流にあつては４５Ｖ以下の部分	－
				５．　二重絶縁構造において、２次回路が露出しているにもかかわらず、１次回路と２次回路の間にコンデンサーが接続されていた。	別表第八１（７）ト 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間には、コンデンサーを接続していないこと。	－
				６．　二重絶縁構造において、二重絶縁であるにもかかわらず電源電線にビニルコード（ＨＶＦＦ：０．７５㎟）を使用していた。	別表第八１（７）ル 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５㎟以上のものであること。	－
				７．　消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力７４Ｗに対して、測定値が４６．４／４６．５Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－３７．２／－３７．１%）であった。	別表第八２（９４）ホ 通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて、消費電力がほぼ一定となつた時に測定した消費電力の定格消費電力に対する許容差は、次に適合すること。 （表） 定格消費電力が３０Ｗを超え１００Ｗ以下のものの許容差は＋２０%及び－３０%以内であること。	－

※（株）ラナ輸入のテレビジョン受信機の技術基準不適合について

同製品は２項基準を設計基準として製造されたものであるが、ＪＥＴが事業者に対して行った事前アンケートにおいて、事業者のミスにより１項基準と回答したため、ＪＥＴにおいて１項基準により試験を行ったところ不適合になったものである。

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他のビニルコード 品目番号００８ 試料番号３	耐熱性ビニル絶縁 2×0.75㎟	<PS>E JET (H-VFF)	田中電線㈱	構造試験において、線心を分離したときに絶縁体の厚さが均分されなかった。（分離した部分の絶縁体の厚さが最大値０．７７ｍｍ、最小値０．５７ｍｍであった。）	別表第一１（６）イ（カ） 一体にした２本以上の線心をより合わせ,又は平行に配列したものであって,分離したとき絶縁体の厚さが均分されるものであること。（分離した部分の絶縁体の厚さが別表第一１（６）イ（ロ）ｂ（ａ）の標準値（０．８ｍｍ）の８０％（０．６４ｍｍ）以上であること。）	1
タイムスイッチ 品目番号０１２ 試料番号１	100V 15A	PSE JET (PT24)	リーベックス㈱ （輸入）	附属する刃の構造試験において、刃近傍に「接地側である旨」の表示「Ｎ」が施されているにもかかわらず、刃の幅の寸法が６．２５ｍｍであった。	別表第四１（３）ヘ （別表第四６（１）ニ（ホ）ａ） ８±０．２ｍｍ（図１）であること。	1
タイムスイッチ 品目番号０１２ 試料番号２	100V 15A	PSE JET (OTMW-01)	㈱オーム電機 （輸入）	温度上昇試験（「時間がたつと切」側に試験用差込みプラグを接続した状態）において、開閉試験後のスイッチの端子金具の温度上昇が６９．５Ｋ（周囲温度３０．０℃）であった。	別表第四２（２）ト 銀又は銀合金の開閉接触部を有するものの端子金具にあっては６０Ｋ（基準周囲温度３０℃）以下であること。	―
その他の家庭機器用変圧器 品目番号０３０ 試料番号２	100V 16.5V 50/60Hz	PSE JQA (LUS9600-0101L)	アマノ㈱ （輸入）	１．表示において、表示すべき事項である「２次側の定格容量」及び「定格２次短絡電流」の表示がなかった。なお、測定した２次短絡電流の値は５．２／５．２Ａ（電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第六１（５） 附表第四に規定する表示の方式により表示すること。	1
				２．平常温度上昇試験において、トランス巻線の温度上昇値が７９．５／７８．８Ｋ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、周囲温度３５．０℃、抵抗法）であった。ただし、巻線の絶縁階級がＥ種以上である場合は、この限りでない。	別表第六２（５）ロ 各部の温度は、次の表に掲げる値以下であること。 （表） Ａ種絶縁：６５Ｋ Ｅ種絶縁：８０Ｋ	―
電気井戸ポンプ 品目番号０３３ 試料番号３	100V 360W 50Hz 屋外用	PSE JQA (PAL-1531AR)	三相電機㈱ （SANSO）	構造試験において、電源電線の取付け端子ねじを、ヒーター、過負荷保護装置及び電磁接触器のリード線の取付けと兼用しており、電源電線を取付け又は取り外したときにヒーター、過負荷保護装置及び電磁接触器のリード線が脱落するおそれがあった。	別表第八１（２）ノ（ハ） 電線の取付け部は次に適合すること。 電線の取付け端子ねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用しないこと。 ただし、電源電線を取付け又は取り外した場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものにあっては、この限りでない。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
電気マッサージ器 品目番号０３６ 試料番号２	100V 20W 50/60Hz 20分定格	PS E JET (MD-6300)	大東電機工業㈱ （輸入）	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力２０Wに対して、測定値が１２．４／１１．１W（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－３８．０／－４４．５%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が１０Wを超え３０W以下のものの許容差は±２５%以内であること。	－
電気マッサージ器 品目番号０３６ 試料番号４	100V 15W 50/60Hz 30分定格	PS E TUV (EZS-101)	㈱東京企画販売 （輸入）	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が１３３Ｖ（差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）２２．５ プラグを用いて電源に接続するようになっている機器は、通常使用時にプラグの刃に触った場合に、充電されたキャパシタからの電撃を受けるおそれのないような構造でなければならない。 機器に定格電圧を加える。次にあらゆるスイッチをＯＦＦ位置にして、機器を電源から切り離す。機器を電源から切り離して１秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、プラグの刃相互間の電圧を測定する この電圧の値は、３４Ｖでなければならない。	－
磁気治療器 品目番号０３８ 試料番号１	100V 50/60Hz 110/94VA 15分定格	PS E JET (ﾏｸﾞｽﾋﾟﾝM-1)	㈱朝日技研工業	構造試験において、プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部間）で、１００Ｖ異極充電部相互間（電流ヒューズの動作時異極間）の空間距離が１．７mmであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
磁気治療器 品目番号０３８ 試料番号３	100V 50/60Hz 70VA 30分定格	PS E JET (ﾊﾞｲｵｲｰｻﾞ-BR-701)	㈱啓文社製作所	構造試験において、電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（３Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
直流電源装置 品目番号０４０ 試料番号６	100V 0.3A 50/60Hz DC6V DC2000mA	PS E UL-US	㈱ミツトモ製作所 （輸入）	表示において、表示すべき事項である「定格入力容量」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
直流電源装置 品目番号０４０ 試料番号９	100V 3VA 50/60Hz DC3V DC0.3A	PS E TUV （AD- 0300300DJ）	ニイチ・クリエイティブ㈱ （輸入）	１．　表示において、安全絶縁変圧器を示す記号の表示がなかった。	Ｊ６０７４２　７．１項 変圧器には表示があること。 －変圧器の電気的機能、つまり絶縁変圧器又は安全絶縁変圧器を示す記号	1
				２．　表示において、短絡の保護に関する記号の表示がなかった。	Ｊ６０７４２　７．５項 耐短絡変圧器と宣言され、そうした変圧器に関する要求事項に適合している変圧器には、耐短絡変圧器の記号を表示しなければならない。 ヒューズを内蔵した本質的に耐短絡でない変圧器及びヒューズで保護するように設計された耐短絡でない変圧器には、さらに、保護ヒューズリンクの定格電流（Ａ又はｍＡ）とそれに続くヒューズの時間電流特性の記号（適用可能な場合）を表示しなければならない。 ヒューズ以外の交換式保護装置を内蔵した本質的に耐短絡でない変圧器及びヒューズ以外の保護装置で保護するように設計された耐短絡でない変圧器には、さらに、装置の製造者のモデル又はタイプ参照記号及び／又は装置の定格を表示しなければならない。 ヒューズ以外の交換式保護装置が使用される場合には、変圧器に添付される説明書又はこれに類するものにその設置に関する情報を示さなければならない。 フェールセーフ変圧器と宣言され、そうした変圧器に関する要求事項に適合している変圧器には、フェールセーフ変圧器の記号を表示しなければならない。	1
直流電源装置 品目番号０４０ 試料番号１３	100-240V 50/60Hz DC12V DC1000mA	PS E JET （PS-T20P）	北海道フォンク電子㈱	１．　構造試験において、プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部間）で、異極充電部相互間（２４０Ｖ）の空間距離が次のとおりであった。 イ．交流－交流：１．５mm ロ．交流－直流：１．５mm ハ．ラインフィルター巻線相互間：１．５mm	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、２４０Ｖ）であること。	1 2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
直流電源装置 品目番号０４０ 試料番号１３	100-240V 50/60Hz DC12V DC1000mA	PS E JET (PS-T20P)	北海道フォンク電子㈱	２．　構造試験において、定格電圧が１５０Ｖを超えているにもかかわらず、アース機構がなかった。なお、プリント基板上の充電部（電源回路）と非充電金属部（出力回路）との間の空間距離が２．３ｍｍであり、二重絶縁相当ではなかった。	別表第八１（２）ソ 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下「アース機構」という。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 （イ）　二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 （ロ）　この表で規定されている二重絶縁構造のもの （ハ）外郭の材料が耐水性の合成樹脂その他これに類する絶縁物であって、その厚さが、１層で構成されるものにあっては１mm（手持ち形のものにあっては、０．８mm)以上、２層以上で構成されるものにあっては０．８mm（手持ち形のものにあっては、０．６mm）以上であり、かつ、次に適合するもの ａ別表第六１（２）ワに規定する試験に適合すること。 ｂ５００ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間の絶縁抵抗が３ＭΩ以上であること ｃ充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間に４，０００Ｖの交流電圧を加えたとき、連続して１分間これに耐えること。	3
				３．　構造試験において、外郭に衝撃力を加えたとき、ケースの接合面が外れて充電部が露出した。	別表第八１（２）ケ 外郭にあっては、質量が２５０ｇで、ロックウェル硬度Ｒ１００の硬さに表面をポリアミドで加工した半径が１０mmの球面を有するおもりを２０ｃmの高さから垂直に１回落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度Ｒ１００の硬さに表面をポリアミドで加工した半径が１０mmの球面を有する衝撃片によって１回加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。	4

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
直流電源装置 品目番号０４０ 試料番号１３	100-240V 50/60Hz DC12V DC1000mA	◇PS E◇ JET （PS-T20P）	北海道フォンク電子㈱	４．　表示において、表示すべき事項である「定格入力容量」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	5
電気あんか 品目番号０４３ 試料番号２	100V 21W	㊂ （CHP-003）	谷本実業㈱ （コーナン） （輸入）	雑音の強さ（不連続性雑音端子電圧）において、継続時間が４００ｍｓを超え連続性雑音と見なされるクリックが発生し、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で９１．５／９１．３ｄＢ（測定周波数５５０ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ、クリックの継続時間３６．６／３２．２ｓ）及び周波数が５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲で６７．８／６７．５ｄＢ（測定周波数３０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ、クリックの継続時間３３．４／２３．９ｓ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ｂ 附属の表の２　第５章　５．２．２．１（４）（ホ） 連続性雑音とみなされるクリックが発生した場合（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
電気トースター 品目番号０４６ 試料番号１	100V 650W 50/60Hz	㊂	富士見産業㈱ （輸入）	１．　表示において、機器にモデル名又は形式の表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１ 機器には、次の表示を行わなければならない。 －モデル名又は形式	1
				２．　充電部への可触に対する保護において、パンの挿入口からテストプローブを挿入したとき、電熱素子に触れた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）８．１ クラスⅡ以外の機器の場合、１回のスイッチ操作によりすべての極を電源から切り離すことのできる、可視赤熱電熱素子の充電部に対しては、テストフィンガー及びテストピンの代りに、テストプローブが、特別な力を加えずに使用される。このテストプローブは、カバー及び同等の部分を取り外さなくても、電熱素子に接触していることが機器の外側から明白な場合、その様な素子の支持部に対しても適用される。これらの充電部に触れるようなことがあってはならない。	2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気トースター 品目番号０４６ 試料番号１	100V 650W 50/60Hz	(PS E)	富士見産業㈱ （輸入）	３．　温度上昇において、ソレノイド巻線の温度上昇値が８２．８Ｋであった。ただし、巻線の絶縁階級がＥ種以上である場合はこの限りでない。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）１１．１ 機器及びその周囲は、通常の使用状態において過度の温度になってはならない。 巻線：ＩＥＣ６００８５に基づく巻線が次の場合： －　Ａ種絶縁　　７５Ｋ －　Ｅ種絶縁　　９０Ｋ －　Ｂ種絶縁　　９５Ｋ －　Ｆ種絶縁　１１５Ｋ －　Ｈ種絶縁　１４０Ｋ	－
				４．　電源接続及び外部可撓コードにおいて、金属外郭の表面温度が１３４．５Ｋであるにもかかわらず、電源電線にビニルコードを使用していた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）２５．７ 塩化ビニル被覆コードは、１１項の試験の際に外部金属部の温度上昇が７５Ｋを超える機器には使用してはならない。	3
ワッフルアイロン 品目番号０４８ 試料番号３	100V 650W 50/60Hz □	(PS E) （WaffleMaker）	㈱ヨシナ （ワイ．エス．エヌ） （輸入）	１．　構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって３０Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めを備えていなかった。	別表第八１（２）ヲ 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。	1
				２．　構造試験において、温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（２４０℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
ワッフルアイロン 品目番号０４８ 試料番号３	100V 650W 50/60Hz □	PSE （WaffleMaker）	㈱ヨシナ （ワイ．エス．エヌ） （輸入）	３．　二重絶縁構造において、次の箇所に付加絶縁又は強化絶縁が施されていなかった。 イ．人が触れるおそれのある金属部（熱板）に固定金具により固定されている基礎絶縁となる温度ヒューズのリード線と内部配線との接続部を絶縁しているシリコン編組チューブに付加絶縁が施されていなかった。 ロ．人が触れるおそれのある金属部（熱板）に接触している、ネオンランプリード線と内部配線との接続部を絶縁している基礎絶縁となる保護チューブに付加絶縁が施されていなかった。 ハ．　人が触れるおそれのある金属部（熱板）に接触している内部配線（シリコンゴム絶縁ガラス編組電線）の付加絶縁の厚さが０．２mmであった。 ニ．人が触れるおそれのある金属部（熱板）とシーズヒーターの充電部である端子部及び同ヒーター口出し部との空間距離（強化絶縁）が２．７mm及び２．０mmであった。	別表第八１（７）イ 充電部と器体表面との間の絶縁で、付加絶縁で外傷を受けるおそれのない絶縁物は０．４mmｔ以上、又、強化絶縁の空間距離（沿面距離を含む。）は、その他の箇所で４mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	3
				４．　二重絶縁構造において、温度ヒューズと内部リード線及びネオンランプと内部リード線のそれぞれの接続部分で、電線を接続部及びその近傍に固定していなかった。	別表第八１（７）リ 電線の接続は、次に適合すること。ただし接続部が緩み又ははずれたときに、電線に２Ｎの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離がイ（イ）ｂの表に掲げる距離以上であること。 （イ）電線をねじ又はナットを用いて接続するものにあつては、ばね座金又は歯付き座金を介して締め付けてあること。 （ロ）（イ）以外により接続するものにあつては、電線を接続部及びその近傍に固定してあること。	4

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
ワッフルアイロン 品目番号０４８ 試料番号３	100V 650W 50/60Hz □	(PSE) （WaffleMaker）	㈱ヨシナ （ワイ．エス．エヌ） （輸入）	５．　二重絶縁構造において、電源電線にビニルコード（ＨＶＦＦ：０．７５㎟）を使用していた。	別表第八１（７）ル 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５㎟以上のものであること。	5
ワッフルアイロン 品目番号０４８ 試料番号４	100V 640W	(PSE)	富士見産業㈱ （輸入）	１．　表示において、機器にモデル名又は形式の表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１ 機器には、次の表示を行わなければならない。 －モデル名又は形式	1
				２．　取扱説明書において、Ｙ型取付け機器であるにもかかわらず、電源コードが破損した場合、コード交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によりなされるべきである旨の記載がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１２．５ 取扱説明書は、次の内容を含んでなければならない。 －特別に製作したコードを持つＸ型取付け機器の場合：電源コードが破損した場合、製造者若しくはその代理店から入手可能な特別なコード又はその組立品と交換すべきである。； －Ｙ型取付け機器の場合： 電源コードが破損した場合、コード交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によりなされるべきである； －Ｚ型取付け機器の場合： 電源コードは、交換することができない。電源コードが破損した場合、機器は廃棄するべきである	－
				３．　電源接続及び外部可撓コードにおいて、電源コードの引張り及びねじり試験において、電源電線に３０Ｎの引張り力を加えたとき、導体の接続部に張力が加わった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）２５．１５ 電源コード付の機器は、機器の中で導体を接続されている部分に張力及びねじれが加わらないような、更に、導体が絶縁物が擦り切れないようなコード止めを有していなければならない。	2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気フライヤー 品目番号０５０ 試料番号１	100V 1.3kW 50～60Hz	㊂ （F-3）	マッハ機器㈱	１．　表示において、保護アース用端子に「⏚」の記号表示がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．８ Ｚ型取り付けを除き、電源接続用の端子には、次の表示をしなければならない： －保護アース用端子は、記号⏚で示さなければならない。	1
				２．　取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコード交換に関する記述がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コード交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によりなされるべきである。	－
				３．　異常運転において、自動温度調節器を短絡し、毛細管型の温度過昇防止装置（気体膨張式サーモスタット）の管を破裂させた状態で試験をおこなったとき、油の温度が２９５℃を超えた。	Ｊ６０３３５－２－１３（Ｈ１４）１９．１０１ 毛細管型の温度過昇防止装置を組み込んでいる深いフライ鍋は、１９．４に定める通り試験されるが、毛細管は破裂させる。 深いフライ鍋中の油の温度及びフライパンの加熱面の中心の温度は、２９５℃を超えてはならない。	－
電気フライヤー 品目番号０５０ 試料番号２	100V 1100W	㊂ （TF-20A）	㈱ヨシカワ （タイジ）	部品及び附属品において、金属外郭が１０５．５℃であるにもかかわらず、電源電線にビニルキャブタイヤコードを使用していた。	別表第八１（３）ロ 電源電線等は、別表第六１（３）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六１（３）ロ（ニ）） 温度が１００℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。	1
電気卵ゆで器 品目番号０５１ 試料番号１	100V 350W 50/60Hz	㊂ （PC-350T）	㈱フィフティ （Purnity） （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７３．１／７２．８ｄＢ（測定周波数５４１／５４０ｋＨｚ、電源周波数５０／６０ Ｈｚ）であった。なお、測定は、ブザーが鳴ったときに行った。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気卵ゆで器 品目番号０５１ 試料番号４	100V 300W 50/60Hz	(PS E) (BDD-1)	㈱マクロス （輸入）	１．　取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコード交換に関する記述がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コード交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によりなされるべきである	－
				２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６８．８／７０．０ｄＢ（測定周波数５５７ｋＨｚ、電源周波数５０／６０ Ｈｚ）であった。なお、測定は、ブザーが鳴ったときに行った。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ１４） Ｊ５５００１を適用した場合は、次のとおりである。 別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚの範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
電気酒かん器 品目番号０５２ 試料番号２	100V 500W	(PS E) (TKD-2A)	㈱サンシン	１．　構造試験において、アース用口出し線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	1
				２．　構造試験において、器体内部のアース用端子にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	2
				３．　構造試験において、アース用端子ねじにタッピンねじを使用していた。なお、アース用端子ねじは、金属板を貫通し、木部にねじ込んでいた。	別表第八１（２）ツ（ホ）ａ アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。 （細則） 次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 （１）アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が２山以上のもの	3

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気酒かん器 品目番号０５２ 試料番号２	100V 500W	(PSE) (TKD-2A)	㈱サンシン	４．　構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が３ｍｍであった。	別表第八１（２）ツ（ホ）ｂ アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、４ｍｍ（溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のものにあっては、３．５ｍｍ）以上であること。 （細則） 定格電流が１５Ａ以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、３．５ｍｍ以上とすることができる。	4
				５．　構造試験において、電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１０Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	5
電気蒸し器 品目番号０５４ 試料番号２	100V～110V 700W 50/60Hz	(PSE) (HT-0606A)	㈱ヒルトップ （輸入）	構造試験において、温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（１５７℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
その他の調理用電熱器具 （豆乳用） 品目番号０５５ 試料番号１	100V 800W 50/60Hz	(PSE) (GO-8806J)	㈱ジェイ・シー・エス・インターナショナル （輸入）	１．　構造試験において、温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（１８４℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の調理用電熱器具 （豆乳用） 品目番号０５５ 試料番号１	100V 800W 50/60Hz	㋮ （GO-8806J）	㈱ジェイ・シー・エス・インターナショナル （輸入）	２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６２．５／６２．１ｄＢ（測定周波数４．１７５／４．３５５ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	―
電気髪ごて 品目番号０５６ 試料番号２	100V 300W	㋮ （HB-8989）	㈱オーム電機 （輸入）	１．　構造試験において、プリント基板上（印刷配線）のヒューズ動作時１００Ｖ異極となる充電部相互間の空間距離が０．７ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５ｍｍ以上（じんあいが侵入し難い箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．　構造試験において、プリント基板上の電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	2
				３．　部品及び附属品において、こて面の温度が１６６．０℃であるにもかかわらず、電源電線にビニルコードを使用していた。	別表第八１（３）ロ 電源電線等は、別表第六１（３）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六１（３）ロ（ニ）） 温度が１００℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。	3
				４．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７８．５／８０．５ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	―

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気髪ごて 品目番号０５６ 試料番号４ ※ フカイ工業(株)輸入の電気髪ごての技術基準不適合について 同製品は１項基準を設計基準として製造されたものであるが、ＪＥＴが事業者に対して行った事前アンケートにおいて、事業者のミスにより２項基準と回答したため、ＪＥＴにおいて２項基準により試験を行ったところ不適合になったものである。	100/240V 18W 50-60Hz	(PSE) (FHI-140)	フカイ工業㈱ （輸入）	１．表示において、クラスⅡの記号がなかった。 なお、クラスⅡ記号は、当該製品の定格電圧が１００－２４０Ｖであり、かつ、アースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１ 機器には、次の表示を行わなければならない。 －クラスⅡ機器の場合にはクラスⅡ構造の記号（□）	－
				２．取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコード交換に関する記述がなかった。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）７．１２．５ 取扱説明書には、次の内容を含んでいなければならない。 －Ｙ型取り付けの機器の場合： 電源コードが破損した場合、コード交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によりなされるべきである。	－
				３．電源接続及び外部可撓コードにおいて、当該製品にクラスⅡが適用されるにもかかわらず、シースのない平形ゴムコード（ＨＨＦＦ）を使用していた。	Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）２５．７ シースのない平形コードを床上専用の機器及びクラス０機器以外の機器に使用してはならない。	－
電気溶解器 品目番号０５９ 試料番号１	100V 40W	(PSE) (GP-200)	藤原産業㈱ （輸入）	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力４０Ｗに対して、測定値が１４Ｗ（偏差：－６５%）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が２０Ｗを超え１００Ｗ以下のものの許容差は±１５%以内であること。	－
電気溶解器 品目番号０５９ 試料番号２	100V 200W 50/60Hz	(PSE) (FX-301)	白光㈱	１．構造試験において、アース用口出し線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気溶解器 品目番号０５９ 試料番号２	100V 200W 50/60Hz	(PSE) (FX-301)	白光㈱	２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６１．３／５７．９ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
電気焼成炉 品目番号０６０ 試料番号１	100V 1500W 50/60Hz	(PSE) (EF020)	㈱クマザキエイム （輸入）	１．　構造試験において、電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（０．５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
				２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６４．５／６４．７ｄＢ（測定周波数５５０ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
				３．　平常温度上昇試験において、人が容易に触れるおそれのある裏面金属外郭の温度が９５．５／９３．５℃（電源周波数５０／６０Ｈｚ、周囲温度３１．０／３０．５℃）であった。	別表第八２（２８の２）ハ 人が容易に触れるおそれのある外郭（金属製のもの）にあっては８５℃以下（基準周囲温度３０℃）であること。	－
電気焼成炉 品目番号０６０ 試料番号２	100V 1.4kW 50/60Hz	(PSE) (DUA-01)	日本電産シンポ㈱ （輸入）	１．　構造試験において、電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
電気焼成炉 品目番号０６０ 試料番号２	100V 1.4kW 50/60Hz	(DUA-01)	日本電産シンポ㈱ （輸入）	２．　構造試験において、温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（１０２℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	2
電熱ボード 品目番号０６１ 試料番号２	200V 155W 屋内用	S-JETﾏｰｸ付 (NY2-09090)	㈱ニットク	表示において、表示すべき事項である「単相」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
電熱ボード 品目番号０６１ 試料番号３	100V 120W		シーズクリエイト㈱ （SEEDS CREATE）	１．　表示において、表示すべき事項である「屋内用」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
				２．　構造試験において、取り付け穴又は取り付け位置を示す表示が本体になかった。	別表第八２（３３）イ（ホ） 通常の使用状態において、床又は壁などに固定して使用するものにあっては、取り付け穴又は取り付け位置を示す旨の表示を有する構造のものであること。	2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電熱ボード 品目番号０６１ 試料番号４	単相 200V 58W 屋内用	(PSE) (RG-222S)	菱有工業㈱ （日本バイオニクス）	構造試験において、定格電圧が１５０Ｖを超えているにもかかわらずアース機構がなく、かつ、外郭を兼ねる発熱部表面（合板の開口部より露出）の絶縁物の厚さが０．２ｍｍ（最小）であった。	別表第八１（２）ソ 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下「アース機構」という。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 （イ）　二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 （ロ）　この表で規定されている二重絶縁構造のもの （ハ）外郭の材料が耐水性の合成樹脂その他これに類する絶縁物であって、その厚さが、１層で構成されるものにあっては１ｍｍ（手持ち形のものにあっては、０．８ｍｍ)以上、２層以上で構成されるものにあっては０．８ｍｍ（手持ち形のものにあっては、０．６ｍｍ）以上であり、かつ、次に適合するもの ａ別表第六１（２）ワに規定する試験に適合すること。 ｂ５００ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間の絶縁抵抗が３ＭΩ以上であること ｃ充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間に４，０００Ｖの交流電圧を加えたとき、連続して１分間これに耐えること。	1 2
電気アイロン 品目番号０６２ 試料番号４	100V-240V 25W 50-60Hz	(PSE) (VM-01)	㈲ヴィトラ (VITORA) （輸入）	１．構造試験において、ＰＴＣヒーターの電極板相互間の空間距離が２．５ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、３ｍｍ以上（その他の箇所、２４０Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
電気アイロン 品目番号０６２ 試料番号４	100V-240V 25W 50-60Hz	(PSE) (VM-01)	㈲ヴィトラ (VITORA) （輸入）	２．　構造試験において、定格電圧が１５０Ｖを超えているにもかかわらず、アース機構がなかった。なお、充電部（発熱体電極）と非充電金属部（金属外郭）との間の絶縁は、厚さ０．０５mmの絶縁フィルム２層であり、二重絶縁相当ではなかった。	別表第八１（２）ソ 定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあっては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）又はアース用端子により接地できる構造（以下「アース機構」という。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 （イ）　二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 （ロ）　この表で規定されている二重絶縁構造のもの （ハ）外郭の材料が耐水性の合成樹脂その他これに類する絶縁物であって、その厚さが、１層で構成されるものにあっては１mm（手持ち形のものにあっては、０．８mm)以上、２層以上で構成されるものにあっては０．８mm（手持ち形のものにあっては、０．６mm）以上であり、かつ、次に適合するもの ａ別表第六１（２）ワに規定する試験に適合すること。 ｂ５００ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間の絶縁抵抗が３ＭΩ以上であること ｃ充電部と人が触れるおそれのある器体の外面との間に４，０００Ｖの交流電圧を加えたとき、連続して１分間これに耐えること。	2
電気裁縫ごて 品目番号０６３ 試料番号２	100V 20W	(PSE) (22-109)	クロバー㈱ （輸入）	１．　部品及び附属品において、金属外郭（ヒーター部）が２３６．０℃であるにもかかわらず、電源電線にビニルコードを使用していた。	別表第八１（３）ロ 電源電線等は、別表第六１（３）ロに規定する技術上の基準に適合すること。 （別表第六１（３）ロ（ニ）） 温度が１００℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気裁縫ごて 品目番号０６３ 試料番号２	100V 20W	(PSE) (22-109)	クロバー㈱ （輸入）	２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が８３．６／８４．３ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
電気冷蔵庫 品目番号０６６ 試料番号２	100V 130W 50/60Hz	(PSE) (MB-111C)	三ツ星貿易㈱ （輸入）	１．　構造試験において、手で容易に取り外しできるコンデンサーの端子保護カバーを取り外したとき、充電部に試験指が触れた。	別表第八１（２）ヘ 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四１（２）ハの図に示す試験指が触れないこと。	1
				２．　構造試験において、当該製品にはアース機構を設けることが要求されているにもかかわらず、アース表示近傍のねじ穴にアース用端子ねじを取り付けていなかった。	別表第八１（２）ツ（イ） 外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部）にアース用端子又はアース線を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものにあつては、この限りでない。	2
				３．　構造試験において、庫内灯を備えているにもかかわらず、適用ランプの種類及び定格電圧の表示がなかった。	別表第八１（２）ラ（ロ） 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 （細則） 外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。	3
電気冷蔵庫 品目番号０６６ 試料番号５	100V 90W 50/60Hz	(PSE) (FR-47LN)	㈲デリオ （フィフティ） （輸入）	構造試験において、当該製品にはアース機構を設けることが要求されているにもかかわらず、アース表示近傍のねじ穴にアース用端子ねじを取り付けていなかった。	別表第八１（２）ツ（イ） 外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部）にアース用端子又はアース線を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものにあつては、この限りでない。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気ろくろ 品目番号０６９ 試料番号１	100V 115/140W 50/60Hz	(PSE) （らくらく２型）	グット電機㈱	構造試験において、電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（４Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
電気ろくろ 品目番号０６９ 試料番号２	100V 34W 50/60Hz	(NKR-245E)	愛知電機㈱ （ニットー）	１．構造試験において、電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（５Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
				２．雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６２．２／６１．３ｄＢ（測定周波数４８．２／４８．０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（イ） 雑音電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲において、５５ｄＢ以下であること。	－
				３．雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が１０４．５／１０４．３ｄＢ（測定周波数５５４ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）、及び周波数が５ＭＨｚ超え３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６４．０／６５．０ｄＢ（測定周波数６．０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
電気刈込み機 品目番号０７０ 試料番号１	100V 100W 50/60Hz 30分定格 □	(PSE) (K04-8008)	㈱高儀 （ケーヨー） （輸入）	雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７１．２／７１．５ｄＢ（測定周波数３８．４／３９．２ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Hz）であった。	別表第八１（５）ニ（イ） 雑音電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲において、５５ｄＢ以下であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気刈込み機 品目番号０７０ 試料番号３	100V 350W 50-60Hz 30分定格 □	(PS E) (AGH-350KH)	大同通商㈱ (KANETA CO.,LTD.) （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７３．３／７２．７ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
電気氷削機 品目番号０７２ 試料番号２	100V 11/9W 50/60Hz	(PS E) (DIC-07)	㈱電響社 (ZEPEAL) （輸入）	表示において、表示すべき事項である「定格時間」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
野菜洗浄機 品目番号０７３ 試料番号１	100V 200W 50/60Hz	(PS E) (Y-2K)	㈱指浪製作所 （サシナミ）	１．構造試験において、アース用端子にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	1
				２．構造試験において、駆動部保護わく下部より、可動部であるプーリーに試験指が触れた。	別表第八１（２）ナ 通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれながないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。	2
タイムスタンプ 品目番号０７６ 試料番号１	100V 6W 50/60Hz	(PS E) (PIX-3000X)	アマノ㈱ （輸入）	１．表示において、定格電流の表示がなかった。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）１．７．１ － 定格電流をミリアンペア又はアンペアで表示しなければならない。	1
				２．表示において、プラグ接続機であるにもかかわらず、取扱説明書に「機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない」旨の表示がなかった。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）１．７．２ 電源遮断装置が組み込まれていない機器（3.4.3参照）又は電源コードのプラグを抜くことにより電源を切るようになっている機器の場合には、設置説明書に、次のことが記述されていなければならない： － プラグ接続機器の場合には、機器の近傍にコンセントがあり、且つそのコンセントには、容易にアクセスできなければならない	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
タイムスタンプ 品目番号０７６ 試料番号１	100V 6W 50/60Hz	㋮ （PIX-3000X）	アマノ㈱ （輸入）	３．　表示において、保護接地導体を接続する配線用端子記号が「G ⏚ 」であった。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）１．７．７．１ 保護接地とボンディング用の端子 保護接地導体を接続するための配線端子は、記号㊀（60417-2-IEC-5019）で示さなければならない。	2
				４．　表示において、クラス０Ｉ機器であるにもかかわらず、「必ず接地接続を行って下さい」の表示が本体になく、かつ「接地接続は必ず、電源プラグを電源につなぐ前に行って下さい。また、接地接続を外す場合は、必ず電源プラグを電源から切り離してから行って下さい」の内容が本体又は取扱説明書に盛り込まれていなかった。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）１．７．１０１ クラス０Ｉ機器の表示 クラス０Ｉ機器には、電源プラグ又は本体の見やすい箇所に次の内容の表示をしなければならない。 「必ず接地接続を行って下さい」 さらに、クラス０Ｉ機器については、次の内容を本体の見やすい箇所に表示するか又は取扱説明書に盛り込まなければならない。 「接地接続は必ず、電源プラグを電源につなぐ前に行って下さい。又、接地接続を外す場合は、必ず電源プラグを電源から切り離してから行って下さい。」	－
				５．　危険からの保護において、プリント基板上（印刷配線）の１００Ｖ充電部ラインとアースに接続されたラインとの間の空間距離が０．７１ｍｍであった。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）２．１０．４ 空間距離は、表２Ｈに規定した値（１．０ｍｍ）を下回ってはならない。	3
電動断裁機 品目番号０７７ 試料番号２	100V 100W 50/60Hz	㋮ （CE-31DX）	㈱マイツ・コーポレーション	構造試験において、適用ランプの種類の表示がなかった。	別表第八１（２）ラ（ロ） 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 （細則） 外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
穴あけ機 品目番号０８０ 試料番号２	100V 400W 50/60Hz 30分定格	(PS E) (PN-11E)	㈱ニューコン工業	１．　表示において、定格電流の表示がなかった。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）１．７．１ － 定格電流をミリアンペア又はアンペアで表示しなければならない。	1
				２．　危険からの保護において、充電部から基礎絶縁のみで絶縁された金属製外郭（モーター外郭）に試験指が触れた。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）２．１．１．１ 機器は、操作アクセスエリアにおいて、下記の部分への接触を防ぐために十分な保護をするような構造となっていなければならない。 －危険電圧にあたる部分から基礎絶縁のみによって分離されている接地されていない導電性部分	2
				３．　配線・接続及び電源の供給において、電源電線にケーブルタイを縛りつける方法によりコード止めとしていた。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）３．２．６ コード留めの構造は以下のようになっていなければならない。 － コードに結び目を付けたりコードをひもで縛りつける方法はとらないこと。 （コード留めがシールドを施した電源コードのシールドへの電気的接続を兼ねたブッシングの場合、この要求事項は適用されない）。	3
				４．　危険な可動部に対する保護において、パイプ刃の交換の際に取り外すインターロックのない保護カバーを外し、開口部より試験指を挿入したとき、パイプ刃及びその駆動部に触れた。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）４．４．２ 操作者アクセスエリアにおいては、危険な可動部分へのアクセスが生じにくいような適切な構造を備えるか、又はアクセスがなされたときに危険を取り除くような機械的若しくは電気的な安全インターロックを備えたエンクロージャの中に可動部分を配置することにより、保護がなされなければならない。	4

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
穴あけ機 品目番号０８０ 試料番号２	100V 400W 50/60Hz 30分定格	(PS E) (PN-11E)	㈱ニューコン工業	５．　温度に対する要求事項において、最大温度上昇値が１０３Ｋとなる抵抗の端子（１次側充電部）に、ビニル被覆（温度上昇値３５Ｋ）の２次側内部配線が接触していた。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）４．５．１ 温度上昇 コンポーネントの中、及び機器の構造の中で使用される材料は、通常負荷の使用条件下で温度がこの規格でいう安全な値を超えないように、選定されなければならない。 高温で動作するコンポーネントは、近接する材料や他のコンポーネントを過熱させないよう、有効にシールド又は隔離されなければならない。	5
理髪いす 品目番号０８２ 試料番号１	100V 520W 50/60Hz	(PS E) (B-111NES)	㈱大広製作所	構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。 イ．１００Ｖ異極充電部間が最小２．０ｍｍ ロ．交流－直流間の異極充電部相互間が最小１．５ｍｍ ハ．１００Ｖ入力ラインフィルター（ＬＦ１）の異極間（コイル表面間）が１．６ｍｍ	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1 2
毛髪乾燥機 品目番号０８４ 試料番号２	100V 1200W 50-60Hz	(PS E) S-JETﾏｰｸ付 (HD-N3200)	㈱トーコー (HITACHI) （輸入）	雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７０．２／７１．３ｄＢ（測定周波数１０５．９／１０７．０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（イ） 雑音電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲において、５５ｄＢ以下であること。	－
毛髪乾燥機 品目番号０８４ 試料番号５	100V 700W 50-60Hz	(PS E) (FCD-1102i)	フカイ工業㈱ (FUKAI) （輸入）	構造試験において、極性が異なる充電部間であるヒーターアッセンブリーの端子間の距離が２．１ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気加湿機 品目番号０８７ 試料番号１	100V 34/31W 50/60Hz	㋮ （MCI-AH40）	㈱ミュージーコーポレーション （山善） （輸入）	構造試験において、１００Ｖ入力ラインフィルタコイルの異極間(コイル表面間）の絶縁距離が１．１mmであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、１００Ｖ）であること。	1
電気除湿機 品目番号０８８ 試料番号１	100V 330W 50/60Hz	㋮ （IR-8311）	㈱アイアン （輸入）	１．構造試験において、絶縁トランスの一次側異極充電部相互間の空間距離が１．１mmであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．構造試験において、尖頭電圧が６００Ｖを超えているにもかかわらず、高圧ユニットの近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八１（２）テ 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が６００Ｖを超える部分を有するものにあっては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示していること。	2
電気芳香拡散機 品目番号０９１ 試料番号１	100V 5W 50/60Hz	㋮ （ｱﾛﾏﾌﾞﾘｰｽﾞ）	㈱アルタコーポレーション （ALTA） （輸入）	１．構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。 イ．１００Ｖ異極充電部相互間が最小１．０mm ロ．交流－直流異極充電部相互間が最小１．３mm ハ．整流器（Ｄ４）前後間が最小０．５mm	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1 2
				２．構造試験において、通常の使用状態（専用マットにエッセンシャルオイルを垂らしたとき）で、充電部である電動機の巻線及び温度ヒューズに香料がかかった。	別表第八２（４５の２）イ（イ） 通常の使用状態において、充電部に香料等の液体がかからない構造であること。	3
その他の電気吸じん機 品目番号０９２ 試料番号１	100V 340W 50/60Hz □	㋮ （NBL-30）	㈱ナカトミ （輸入）	表示において、表示すべき事項である「屋内用」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の電気吸じん機 品目番号０９２ 試料番号３	100V 970W 50/60Hz 屋内用 □	(PSE) （GTPC-1080）	㈱新興製作所 （アークランドサカモト） （輸入）	１．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７２．０／７２．４ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
				２．　平常温度上昇試験において、人が容易に触れるおそれのある外郭の温度の最高値が７３．０／７３．０℃（電源周波数５０／６０Ｈｚ、周囲温度２６．５／２７．０℃）であった。	別表第八２（４６）ハ（イ） 人が容易に触れるおそれのある外郭にあっては６５℃（基準周囲温度３０℃）以下であること。	－
その他の電気吸じん機 品目番号０９２ 試料番号４	100V 750W 50/60Hz 屋内用	(PSE) （ALVC-4.0(P)）	サン㈱ （輸入）	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が８５Ｖ（差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。	別表第八１（２）ヤ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は１秒後において、４５Ｖ以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が０．１μＦ以下であるものにあっては、この限りでない。	－
その他の電気吸じん機 品目番号０９２ 試料番号５	100V 900/650W 50-60Hz □	(PSE) （VR-17A）	大同通商㈱ （東芝コンシューママーケティング） （輸入）	表示において、表示すべき事項である「屋内用」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
電気洗濯機 品目番号０９３ 試料番号５	100V 190/200W 50/60Hz	(PSE) S-JETﾏｰｸ付 （DWM-28W）	大宇電子ジャパン㈱ （輸入）	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が１３３Ｖ（差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。	別表第八１（２）ヤ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は１秒後において、４５Ｖ以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が０．１μＦ以下であるものにあっては、この限りでない。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気脱水機 品目番号０９４ 試料番号４	100V 400W 50/60Hz	(PS E) （THOMAS）	㈱ダーハム （輸入）	１．　構造試験において、アース用口出し線を器体の外方に向かって３１Ｎの張力を加えたとき、器体内部の接続部に張力が加わった。	別表第八１（２）ツ（イ） 細則 アース用口出し線を器体の外方に向かって１００Ｎの張力を連続して１５秒間加えたとき、アース用口出し線の接続部に張力が加わらないこと。	1
				２．　部品及び附属品において、アース用口出し線（単心コード）の断面積が１．０㎟であった。	別表第八１（３）ハ（ロ） アース線は、断面積が１．２５㎟の単心コード又は単心キャブタイヤケーブルであること。	2
				３．　構造試験において、アース用口出し線の長さが２．１１ｍであった。	別表第八２（４８）イ（チ） アース端子を設けるものにあっては、長さが２．５ｍ以上のアース線を備えていること。	3
電気脱水機 品目番号０９４ 試料番号５	100V 90/90W 50/60Hz	(PS E) S-JETﾏｰｸ付 （DWM-28W）	大字電子ジャパン㈱ （輸入）	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が１３３Ｖ（差し込み刃を引き抜いてから１秒後に測定した電圧の値）であった。	別表第八１（２）ヤ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあっては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は１秒後において、４５Ｖ以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が０．１μＦ以下であるものにあっては、この限りでない。	－
ベル 品目番号０９６ 試料番号２	100V 5VA 50/60Hz	(PS E) （MB-3）	コビシ電機㈱	表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が銘板等になかった。（定格容量表示（ＶＡ）となっている）	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
ブザー 品目番号０９７ 試料番号２	100/110V 4VA 50/60Hz	(PS E) （BZ-17H）	コビシ電機㈱	表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が銘板等になかった。（定格容量表示（ＶＡ）となっている）	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気グラインダー 品目番号０９８ 試料番号１	100V 150W 50/60Hz 30分定格	(PSE) (LFX-50-015)	㈱高儀 （コーナン商事） （輸入）	構造試験において、アース線を取り替えるためにアース用端子のナットを取り外したとき、アース用端子ねじが脱落するため、アース線を確実に取り付けることができなかった。	別表第八１（２）ツ（ホ）ａ アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。	1
電気グラインダー 品目番号０９８ 試料番号３	100V 300/270W 50/60Hz 30分定格	(PSE) (SBG-150L)	藤原産業㈱ （輸入）	構造試験において、アース用口出し線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	1
電気グラインダー 品目番号０９８ 試料番号４	100V 300W 50-60Hz 30分定格	(PSE) (TDS-150)	㈱パオック （パオックコーポレーション） （輸入）	構造試験において、すえ置き形のものであるにかかわらず、外郭の見やすい箇所にアース用端子又はアース線が設けられていない。	別表第八２（６４）イ（ロ） 電源電線に多心のコード又はキャブタイヤケーブルを使用し、その電源プラグのアースの刃で接地できる構造のもの又は二重絶縁の構造のものであること。ただし、すえ置き形のものであって、外郭の見やすい箇所にアース用端子又はアース用口出し線を設け、かつ、当該アース用端子若しくはアース用口出し線又はそれらの近傍にアース用である旨の表示を付してあるもの及びすえ置き形以外のものであって多心のコード又はキャブタイヤケーブルの１心を電源プラグから１０ｃｍ以上を引き出して、その先端にクリップを取り付けてあるもの及び卓上型の電気刃物研ぎ機にあっては、この限りでない。	1
電気のこぎり 品目番号１００ 試料番号１	100V 800W 50-60Hz 30分定格 □	(PSE) (HM-165A)	大同通商㈱ （東芝） （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７５．０／７６．３ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては６３ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６８ｄＢ以下であること。	－
電気のこぎり 品目番号１００ 試料番号３	100V 700W 50-60Hz 30分定格 □	(PSE) (FC-145A)	大同通商㈱ （三共コーポレーション） （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７２．８／７３．６ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５９ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６４ｄＢ以下であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気のこぎり 品目番号１００ 試料番号４	100V 860W 50/60Hz 30分定格 □	(PS E) (SCS-165A)	㈱新興製作所 （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７８．０／７８．１ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては６３ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６８ｄＢ以下であること。	―
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号１	100V 60W 50/60Hz 30分定格 □	(PS E) (EP-300)	㈱高儀 （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６９．８ｄＢ／７３．０ｄＢ（測定周波数９．７０／９．６６ＫＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５９ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６４ｄＢ以下であること。	―
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号２	100V 95W 50-60Hz 1時間定格	(PS E) (F-63)	大自工業㈱ （輸入）	１．構造試験において、プリント基板上（印刷配線）で、異極充電部相互間（１００Ｖ）の空間距離が次のとおりであった。 イ．交流－交流：２．１ｍｍ ロ．交流－直流：２．０ｍｍ	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．構造試験において、器体内部のアース用端子にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	2
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号３	100V 30W 50/60Hz □	(PS E)	㈱アクセラ （輸入）	１．表示において、製造者のモデル又は型式の表示がなかった。	Ｊ６０７４５－１（Ｈ１４）７．１ 工具には、次の表示を行わなければならない。 －製造者のモデル又は型式	1
				２．表示において、毎分の回転数で表した定格無負荷速度の表示がなかった。	Ｊ６０７４５－２－３（Ｈ１４）７．１ 次の表示を行わなければならない。 －毎分の回転数で表した定格無負荷速度	1
				３．表示において、研削ホイール又はポリッシングホイールの定格直径の表示がなかった。	Ｊ６０７４５－２－３（Ｈ１４）７．１ 次の表示を行わなければならない。 －研削ホイール又はポリッシングホイールの定格直径	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号３	100V 30W 50/60Hz □	(PS E)	㈱アクセラ （輸入）	４．　表示において、「常に目の保護具を着用すること。」の注意事項を述べた取扱説明書が添付していなかった。	Ｊ６０７４５－２－３（Ｈ１４）７．１０１ 下記の趣旨の注意事項を述べた取扱説明書を添付しなければならない。 「常に目の保護具を着用すること。」	－
				５．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７５．２／７５．２ｄＢ（測定周波数０．８１１／０．８３１ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）及び周波数が５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７１．８／７１．９ｄＢ（測定周波数５．００１／５．００１ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１４－１（Ｈ１４） Ｊ５５００１を適用した場合は、次のとおりである。 別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５９ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６４ｄＢ以下であること。	－
				６．　ねじ及び接続において、電動機内部の口出し線とブラシリード線をねじ接続されている部分が熱可塑性樹脂にねじこまれていた。	Ｊ６０７４５－１（Ｈ１４）２６．１ 電気接続であるなしに拘わらず、ねじ接続は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。接触圧を加えるねじは、金属にねじこまなければならない。	2
				７．　ねじ及び接続において、電動機内部の口出し線とブラシリード線を電気接続しているねじにセルフタッピングねじを使用していた。	Ｊ６０７４５－１（Ｈ１４）２６．４ セルフタッピングねじは導電部の電気接続に使用してはならない。ただし、セルフタッピングねじが、標準機械ねじ山を完全に切ることができる場合は、この限りでない。	2
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号４	100V 60W 50/60Hz 30分定格 □	(PS E) (P-59)	㈱竹原 （輸入）	１．　雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７２．９／７２．８ｄＢ（測定周波数３０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（イ） 雑音電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲において、５５ｄＢ以下であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号４	100V 60W 50/60Hz 30分定格 □	(PS E) (P-59)	㈱竹原 （輸入）	２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が８８．６／８８．４ｄＢ（測定周波数４．５００／４．５０５ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）及び周波数が５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が８６．９／８６．６ｄＢ（測定周波数７．２０５／７．８０５ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５９ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６４ｄＢ以下であること。	－
電気ポリッシャー 品目番号１０２ 試料番号５	100V 78W 50/60Hz	(PS E) (NK-6493)	㈱七虹 （輸入）	１．　構造試験において、器体内部のアース用口出し線（電源電線の１線）及びさし込みプラグから引き出してあるアース線にアース用である旨の表示が付してなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ａ アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	1
				２．　構造試験において、器体内部のアース用端子にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	1
				３．　雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６３．３／６３．５ｄＢ（測定周波数３０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（イ） 雑音電力は、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲において、５５ｄＢ以下であること。	－
				４．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７５．３／７５．０ｄＢ（測定周波数０．８８６／０．９２７ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）及び周波数が５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７１．１／７１．３ｄＢ（測定周波数５．００１ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５９ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６４ｄＢ以下であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気刃物研ぎ機 品目番号１０３ 試料番号３	100V 100W 50/60Hz 15分定格	(PSE) （BSG-100）	㈱ミツトモ製作所 （輸入）	構造試験において、通常の使用状態（表示された定格消費電力「１００W」を消費しているときの電流を負荷した状態）で、電動機が拘束した。	別表第八１（２）イ 通常の使用状態において、危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。	－
その他の電動工具 品目番号１０４ 試料番号４	100V 340W 50/60Hz 30分定格 □	(PSE) （TR-340）	㈱ミツトモ製作所 （輸入）	雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７１．０ｄＢ（測定周波数５２６.５ｋＨｚ、電源周波数５０－６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５９ｄＢ以下、５MHzを超え３０MHz以下の範囲にあっては６４ｄＢ以下であること。	－
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号１	－	－	東京メタル工業㈱ （輸入）	１．構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めを有していたが取り付けられている電源電線の外径寸法に対して張力止めの内径が大きいため、効果を果たしていなかった。	別表第八１（２）ヲ 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。	1
				２．構造試験において、適用ランプの種類及び定格電圧の表示がなかった。	別表第八１（２）ラ（ロ） 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 （細則） 外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。	2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号１	－	－	東京メタル工業㈱ （輸入）	３．　表示において、表示すべき事項である「定格電圧」及び「適用電灯の定格消費電力」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	3
				４．　構造試験において、電源電線にビニルキャブタイヤコード（ＶＣＴＦＫ）を使用していた。	別表第八２（８６の４）イ（ハ） 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤケーブル（１種キャブタイヤケーブルを除く。）若しくはビニルキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５ｍ㎟以上のものであること。	4
				５．　平常温度上昇試験において、ソケット部の口金の温度が１８０．５℃（周囲温度２６．０℃）であった。	別表第八２（８６の４）ハ ソケット部の口金であって、セメント口金のものにあっては１７０℃(基準周囲温度３０℃)以下であること。	－
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号２	100V 8W	(PS E) (LEH-8W-5M)	日動工業㈱ （輸入）	１．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６７．７／６８．２ｄＢ（測定周波数５４８／５４９ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈz）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－
				２．　表示において、表示すべき事項である「定格周波数」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号３	100V 18W 50/60Hz	(PS E) (No.1516)	大橋産業㈱ （輸入）	１．　構造試験において、適当な箇所に静電容量が０．００６μＦ以上０．０１μＦ以下の雑音防止用コンデンサーを有していなかった。	別表第八２（８６の４）イ（ロ） けい光灯を使用するものにあっては、適当な箇所に静電容量が０．００６μＦ以上０．５μＦ以下（予熱始動式のものであって、グローランプに並列に接続する場合には、０．００６μＦ以上０．０１μＦ以下）の雑音防止用コンデンサーを有していること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号３	100V 18W 50/60Hz	(PSE) (No.1516)	大橋産業㈱ （輸入）	２．構造試験において、電源電線にビニルキャブタイヤコード（ＶＣＴＦ）を使用していた。	別表第八２（８６の４）イ（ハ） 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤケーブル（１種キャブタイヤケーブルを除く。）若しくはビニルキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５ｍ㎡以上のものであること。	2
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号４	110V 200W	(PSE) (HL-4)	㈱シバタ （輸入）	１．構造試験において、電球のガードの開口部から試験指を挿入したとき、ランプの口金（充電部）に試験指が触れた。	別表第八１（２）ヘ 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四１（２）ハの図に示す試験指が触れないこと。	1
				２．構造試験において、適用ランプの種類及び定格電圧の表示がなかった。	別表第八１（２）ラ（ロ） 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 （細則） 外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。	2
				３．平常温度上昇試験において、試験品を置く木台の表面の温度が１２２．０℃（周囲温度２９．０℃）であった。	別表第八２（８６の４）ハ 試験品を置く木台の表面にあっては９５℃（基準周囲温度３０℃）以下であること。	―
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号５	100V 200W 50/60Hz	(PSE) (LFX-30-011)	コーナン商事㈱ （輸入）	１．構造試験において、手で容易に取り外しできる電球のガードを取り外したとき、ランプの口金（充電部）に試験指が触れた。	別表第八１（２）ヘ 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四１（２）ハの図に示す試験指が触れないこと。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
ハンドランプ 品目番号１０６ 試料番号５	100V 200W 50/60Hz	(PSE) (LFX-30-011)	コーナン商事㈱ （輸入）	２．　構造試験において、電源電線に耐熱ビニルキャブタイヤコード（ＨＶＣＴＦＫ）を使用していた。	別表第八２（８６の４）イ（ハ） 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤケーブル（１種キャブタイヤケーブルを除く。）若しくはビニルキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５ｍ㎡以上のものであること。	2
				３．　平常温度上昇試験において、試験品を置く木台の表面の温度が９８．０℃（周囲温度２５．５℃）であった。	別表第八２（８６の４）ハ 試験品を置く木台の表面にあっては９５℃（基準周囲温度３０℃）以下であること。	―
充電式携帯電灯 品目番号１０８ 試料番号２	100V 0.5W 50/60Hz	(PSE) (TXU-921LED)	㈱オーム電機 （輸入）	１．　構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の１００Ｖ異極充電部相互間の空間距離が最小０．７ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．　構造試験において、プリント基板上（部品実装面）の１００Ｖ異極充電部相互間の空間距離が最小１．７ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	2
電子時計 品目番号１０９ 試料番号１	100V 5W 50/60Hz	(PSE) (4075)	㈱マルマンプロダクツ （輸入）	１．　説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	―

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電子時計 品目番号１０９ 試料番号１	100V 5W 50/60Hz	(PSE) （4075）	㈱マルマンプロダクツ （輸入）	２．　外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	1
電子時計 品目番号１０９ 試料番号２	100V 5W 50/60Hz	(PSE) （ID-CA010）	㈱イデアインターナショナル （輸入）	１．　説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
				２．　感電に対する保護に関する構造要求において、外郭に保護接地端子がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）８．５ クラスＩ機器は保護接地端子を有しているか、又はコンセントの保護接地点がなくてはならない。クラス０Ｉ機器は外郭の見やすい箇所に保護接地端子を有しているか、又は保護接地用の口出し線を設けること。	－
				３．　外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	－

※（株）イデアインターナショナル輸入の電子時計の技術基準不適合について

同製品は１項基準を設計基準として製造されたものであるが、ＪＥＴが事業者に対して行った事前アンケートにおいて、製品の設計基準について本来１項と回答すべきところを、誤って２項基準と回答したため、ＪＥＴにおいて２項基準により試験を行ったところ不適合になったものである。

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
電子時計 品目番号１０９ 試料番号３	100V 5W	㊂ （LEDﾎﾞｰﾝｸﾛｯｸ）	㈱誠時 （輸入）	１．　表示において、表示すべき事項である「定格周波数」の表示が銘板等になかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 主電源周波数をＨｚで表示すること。	1
				２．　説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
				３．　感電に対する保護に関する構造要求において、外郭に保護接地端子がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）８．５ クラスＩ機器は保護接地端子を有しているか、又はコンセントの保護接地点がなくてはならない。クラスＯＩ機器は外郭の見やすい箇所に保護接地端子を有しているか、又は保護接地用の口出し線を設けること。	2
				４．　端子において、電源電線の１線と変圧器リード線接続に使用しているねじ込み式の閉端接続子（傘型コネクター）に緩み止めが施されていなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１５．３．４ 他の手段で端子や終端部へ接続されている導体は、終端部又は端子の近くに追加の固定手段がなければ、十分に固定されているとは見なさない。	3
				５．　外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	2

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
ラジオ受信機 品目番号１１０ 試料番号１	100V 5W 50/60Hz	(PS E) (ER-100)	朝日電器㈱ （輸入）	１．表示において、機器にクラスⅡ記号及び電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。 なお、クラスⅡ記号は、当該製品がアースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 機器には次の表示があること： c）該当すれば、クラスⅡの記号 ⧈ (60417-2-IEC-5172) e）電源の種類： － 交流のみの記号：～ (60417-2-IEC-5032) なお、この規格における感電に対する保護は、次の分類であること。 Ｊ６００６５（Ｈ１４）３．２ 主電源から電源供給を受ける様に設計されている機器はクラス0Ｉ、Ｉ又はⅡ機器の要求事項に従い組み立てられていること。	－
				２．外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	－
ラジオ受信機 品目番号１１０ 試料番号４	100V 7W 50Hz/60Hz	(PS E) (TR82)	㈱ウエストクリーク （輸入）	１．表示において、機器にクラスⅡ記号及び電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。 なお、クラスⅡ記号は、当該製品がアースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 機器には次の表示があること： c）該当すれば、クラスⅡの記号 ⧈ (60417-2-IEC-5172) e）電源の種類： － 交流のみの記号：～ (60417-2-IEC-5032) なお、この規格における感電に対する保護は、次の分類であること。 Ｊ６００６５（Ｈ１４）３．２ 主電源から電源供給を受ける様に設計されている機器はクラス0Ｉ、Ｉ又はⅡ機器の要求事項に従い組み立てられていること。	1

※ 朝日電器(株)輸入のラジオ受信機の技術基準不適合について

同製品は１項基準を設計基準として製造されたものであるが、ＪＥＴが事業者に対して行った事前アンケートにおいて、事業者のミスにより２項基準と回答したため、ＪＥＴにおいて２項基準により試験を行ったところ不適合になったものである。

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
ラジオ受信機 品目番号１１０ 試料番号４	100V 7W 50Hz/60Hz	(PSE) （TR82）	㈱ウエストクリーク （輸入）	２．　外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	2
ラジオ受信機 品目番号１１０ 試料番号５	100V 5W 50/60Hz	(PSE) （RAD-F500Y）	㈱オーム電機 （輸入）	雑音の強さ（雑音電界強度）において、周波数が３０ＭＨｚを超え３００ＭＨｚ以下の範囲で最大値が６３．３／６３．５ｄＢ（測定周波数２６２．３ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ロ（イ） 雑音電界強度は、局部発信器の基本周波数以外の周波数であって、周波数が３０ＭＨｚを超え３００ＭＨｚ以下の範囲において、５２ｄＢ以下であること。	－
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号１	100V 15W 50/60Hz	(PSE) （COM-2245）	エヌエイチシー㈱ （山善） （輸入）	１．　表示において、機器にクラスⅡ記号の表示がなかった。 なお、クラスⅡ記号は、当該製品がアースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 機器には次の表示があること； ｃ）該当すれば、クラスⅡの記号⧈ (60417-2-IEC-5172) なお、この規格における感電に対する保護は、次の分類であること。 Ｊ６００６５（Ｈ１４）３．２ 主電源から電源供給を受ける様に設計されている機器はクラス0Ｉ、Ｉ又はⅡ機器の要求事項に従い組み立てられていること。	1
				２．　説明書において、次の記載がなかった。 イ．機器を水滴のかかる場所に置かない旨 ロ．水の入った物、花瓶などを機器の上に置かない旨	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１ さらに該当するならば説明書には次の事項を入れる。 ａ）主電源が供給される機器及び内部で交流又は直流３５Ｖ（ピーク値）を超える電圧を発生する機器で、附属書Ａの水滴に対する保護のない場合、取扱説明書には機器を水滴にかかる場所に置かないこと。及び水の入った物、花瓶などを機器の上に置かないこと。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号１	100V 15W 50/60Hz	(PS E) (COM-2245)	エヌエイチシー㈱ （山善） （輸入）	３．説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
				４．外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	2
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号２	100V 14W 50/60Hz	(PS E) (KW97)	イー・ピー・アイ㈱ （輸入）	１．表示において、機器にクラスⅡ記号の表示がなかった。 なお、クラスⅡ記号は、当該製品がアースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 機器には次の表示があること； ｃ）該当すれば、クラスⅡの記号 ⧈ (60417-2-IEC-5172) なお、この規格における感電に対する保護は、次の分類であること。 Ｊ６００６５（Ｈ１４）３．２ 主電源から電源供給を受ける様に設計されている機器はクラス0Ｉ、Ｉ又はⅡ機器の要求事項に従い組み立てられていること。	1
				２．説明書において、次の記載がなかった。 イ．機器を水滴のかかる場所に置かない旨 ロ．水の入った物、花瓶などを機器の上に置かない旨	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１ さらに該当するならば説明書には次の事項を入れる。 ａ）主電源が供給される機器及び内部で交流又は直流３５Ｖ（ピーク値）を超える電圧を発生する機器で、附属書Ａの水滴に対する保護のない場合、取扱説明書には機器を水滴にかかる場所に置かないこと。及び水の入った物、花瓶などを機器の上に置かないこと。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号２	100V 14W 50/60Hz	(PSE) （KW97）	イー・ピー・アイ㈱ （輸入）	３．説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
				４．外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	2
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号３	100V 14W 50/60Hz	(PSE) （TSI-CRS04）	燦坤日本電器㈱ （輸入）	１．表示において、機器にクラスⅡ記号の表示がなかった。 なお、クラスⅡ記号は、当該製品がアースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 機器には次の表示があること； ｃ）該当すれば、クラスⅡの記号 □ (60417-2-IEC-5172) なお、この規格における感電に対する保護は、次の分類であること。 Ｊ６００６５（Ｈ１４）３．２ 主電源から電源供給を受ける様に設計されている機器はクラス0Ｉ、Ｉ又はⅡ機器の要求事項に従い組み立てられていること。	1
				２．説明書において、次の記載がなかった。 イ．機器を水滴のかかる場所に置かない旨 ロ．水の入った物、花瓶などを機器の上に置かない旨	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１ さらに該当するならば説明書には次の事項を入れる。 ａ）主電源が供給される機器及び内部で交流又は直流３５Ｖ（ピーク値）を超える電圧を発生する機器で、附属書Ａの水滴に対する保護のない場合、取扱説明書には機器を水滴にかかる場所に置かないこと。及び水の入った物、花瓶などを機器の上に置かないこと。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号３	100V 14W 50/60Hz	(PSE) （TSI-CRS04）	燦坤日本電器㈱ （輸入）	３．　説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
				４．　外部可撓コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）１６．１ 主電源供給可撓コードは、ＰＶＣ 製の場合はＩＥＣ６０２２７に適合するシースつきのもの、合成ゴムコードの場合はＩＥＣ６０２４５に従うものであること。又は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第一に適合するシースつきのものであること。	2
				５．　雑音の強さ（妨害波電力）において、周波数が３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の範囲で、平均値の最大値が４５．２／４５．２ｄＢ（測定周波数３３．８６／３３．８８ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈz）であった。	Ｊ５５０１３（Ｈ１４）４．６ 妨害波電力は、３０ＭＨｚ以上３００ＭＨｚ以下の周波数範囲にあっては準尖頭値は４５～５５ｄＢ以下、平均値は３５～４５ｄＢ以下であること。なお、３３．８６及び３３．８８ＭＨｚ時の平均値は３５．１ｄＢ以下であること。	－
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号６	100V 18W	(PSE) （CSD-700D2）	㈱センター商事 （輸入）	表示において、表示すべき事項である「定格周波数」の表示が銘板等になかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号７	100V 60W 50/60Hz	㊂ （MEGAWOOFER）	マクサー電機㈱ （輸入）	１．　説明書において、水の入った物、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１ さらに該当するならば説明書には次の事項を入れる。 ａ）主電源が供給される機器及び内部で交流又は直流３５Ｖ（ピーク値）を超える電圧を発生する機器で、附属書Ａの水滴に対する保護のない場合、取扱説明書には機器を水滴にかかる場所に置かないこと。及び水の入った物、花瓶などを機器の上に置かないこと。	－
				２．　説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号１０	100V 50/60Hz	－	㈱ロジクール （輸入）	１．　表示において、機器に次の表示がなかった。 イ．型式番号又は型番 ロ．クラスⅡ記号 ハ．定格電流又は定格消費電力 なお、クラスⅡ記号は、当該製品がアースを備えていないため、感電に対する保護の分類「クラスⅡ」の適用に基づく製品である。従って、当該製品にアースを設けた場合には、クラスⅡ記号の表示を施す必要はない。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．１ 機器には次の表示があること； ｂ）型式番号又は型番 ｃ）該当すれば、クラスⅡの記号 ⧈ (60417-2-IEC-5172) ｊ）交流主電源に接続することを意図した機器については、定格消費電流又は定格消費電力 なお、この規格における感電に対する保護は、次の分類であること。 Ｊ６００６５（Ｈ１４）３．２ 主電源から電源供給を受ける様に設計されている機器はクラス0Ｉ、Ｉ又はⅡ機器の要求事項に従い組み立てられていること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の音響機器 品目番号１１１ 試料番号１０	100V 50/60Hz	－	㈱ロジクール （輸入）	２．　説明書において、水の入った物、花瓶などを機器の上に置かない旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１ さらに該当するならば説明書には次の事項を入れる。 ａ）主電源が供給される機器及び内部で交流又は直流３５Ｖ（ピーク値）を超える電圧を発生する機器で、附属書Ａの水滴に対する保護のない場合、取扱説明書には機器を水滴にかかる場所に置かないこと。及び水の入った物、花瓶などを機器の上に置かないこと。	－
				３．　説明書において、電源が入っていることを示すランプを備えているにもかかわらず、電源ランプの正しい状況が判る情報が取扱説明書に含まれていなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 機器が完全に主電源から遮断されたことを印象づける信号ランプやこれに類する表示がある場合、その正しい状況がはっきり判る情報が含まれていなければならない。	－
テレビジョン受信機 品目番号１１２ 試料番号１	100V 54W □	㊂ （くまのプーさんTV）	㈱ラナ （輸入）	１．　二重絶縁構造において、絶縁変圧器（Ｔ８０１）の１次巻線と２次巻線が独立して巻かれていなかった。	別表第八１（７）ハ（ハ） 次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、別表第四１（２）ハの図に示す試験指にあつては充電部及び基礎絶縁物に、次の図に示すテストピンにあつては充電部に触れないこと。 （ハ）２次電圧が３０Ｖ以下であつて、１次巻線と２次巻線が独立して巻かれ、かつ、二重絶縁構造の絶縁変圧器に接続された２次側の回路の電圧が交流にあつては３０Ｖ以下、直流にあつては４５Ｖ以下の部分	－
				２．　二重絶縁構造において、２次回路が露出しているにもかかわらず、１次回路と２次回路の間にコンデンサーが接続されていた。	別表第八１（７）ト 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間には、コンデンサーを接続していないこと。	－

※（株）ラナ輸入のテレビジョン受信機の技術基準不適合について

同製品は２項基準を設計基準として製造されたものであるが、ＪＥＴが事業者に対して行った事前アンケートにおいて、事業者のミスにより１項基準と回答したため、ＪＥＴにおいて１項基準により試験を行ったところ不適合になったものである。

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
テレビジョン受信機 品目番号１１２ 試料番号１	100V 54W ◫	㊂ （くまのプーさんTV）	㈱ラナ （輸入）	３．　二重絶縁構造において、二重絶縁であるにもかかわらず電源電線にビニルコード（ＨＶＦＦ：０．７５㎟）を使用していた。	別表第八１（７）ル 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５㎟以上のものであること。	－
テレビジョン受信機 品目番号１１２ 試料番号２	100V 48W 50Hz/60Hz ◫	㊂ （d:1532GJ）	バイ・デザイン㈱ （輸入）	１．　説明書において、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない」旨の記載がなかった。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）５．４．１０１ 遮断装置に関して、取扱説明書に以下を記載しなければならない。 ａ）主電源プラグを遮断装置として使用している機器については、「機器は主電源コンセントの近くに設置し、遮断装置へ容易に手が届くようにしなければならない。」旨	－
				２．　通常動作状態での感電の危険において、テストプローブＤが映像、音声端子の穴から電源部の一次部品（電流ヒューズ：Ｆ５０１、抵抗：Ｒ５０３、コンデンサ：Ｃ５０３、インダクター：Ｌ５０２、サーミスタ：ＲＴ５０１、トランジスタ：Ｖ５０１、放熱板）に接触した。	Ｊ６００６５（Ｈ１４）９．１．４ 端子 接地、アンテナ用、オーディオ、ビデオ又は複合信号用の端子の接点に接続するための単極プラグや裸線の使用は感電の危険がないようになっていること。 この試験は５．２項ｂ）の記号がある端子には適用しない。 注　－　１５．１．２項も参照のこと。 適否は、次の試験により判定する： 端子の接点から測定して２５ｍｍ以内の所にＩＥＣ６１０３２の試験プローブ１６の試験ピンを、疑義があれば１０Ｎ±１Ｎの力を加えて、あらゆる個所に当てる。 各接点にはＩＥＣ６１０３２の試験プローブＤのまっすぐな試験プローブを、疑義があれば、１Ｎ±０．１Ｎの力を加えて試験する。 試験プローブは危険な活電部にならないこと。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
テレビジョン受信機 品目番号１１２ 試料番号２	100V 48W 50Hz/60Hz □	(PSE) (d:1532GJ)	バイ・デザイン㈱ （輸入）	３．　妨害波の許容値（連続妨害波）において、周波数が０．５ＭＨｚを超え５ＭＨｚ以下の範囲で平均値の最大値が５２．２／５１．９ｄＢ（μＶ）（測定周波数０．７１７ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	Ｊ５５０１３（Ｈ１４）４．２ 周波数が０．１５～０．５ＭＨｚの範囲にあっては準尖頭値６６～５６ｄＢ（μＶ）／平均値５６～４６ｄＢ（μＶ）以下、０．５ＭＨｚ～５ＭＨｚにあっては準尖頭値５６ｄＢ（μＶ）／平均値４６ｄＢ（μＶ）以下、５ＭＨz～３０ＭＨｚにあっては準尖頭値６０ｄＢ（μＶ）／平均値５０ｄＢ（μＶ）以下であること。	－
超音波ねずみ駆除機 品目番号１１３ 試料番号１	100V 12W 50/60Hz	(PSE) (Eagle7800)	野澤産業㈱ （輸入）	１．　構造試験において、プリント基板上の電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（１Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
				２．　構造試験において、尖頭電圧が６００Ｖを超えているにもかかわらず、マイナスイオン発生ユニットの近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八１（２）テ 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が６００Ｖを超える部分を有するものにあっては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示していること。	2
				３．　消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力１２Ｗに対して、測定値が１．７２／１．８５Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－８５．７／－８４．６％）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が１０Ｗを超え３０Ｗ以下のものの許容差は±２５％以内、また、１０Ｗ以下のものの許容差は＋２５％以内であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
超音波ねずみ駆除機 品目番号１１３ 試料番号１	100V 12W 50/60Hz	(Eagle7800)	野澤産業㈱ （輸入）	４．　雑音の強さ（雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７１．２／７１．０ｄＢ（測定周波数５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）イ（ロ） 雑音端子電圧は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。ただし、１３．５６ＭＨｚ±６．７８ｋＨｚ及び２７．１２ＭＨｚ±１６２．７２ｋＨｚの範囲の周波数を除く。	－
超音波洗浄機 品目番号１１４ 試料番号１	100V 20W 50/60Hz 5分定格	(TKS-60)	東芝エルイートレーディング㈱ （輸入）	構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の１００Ｖ異極充電部相互間及び交流ー直流間の空間距離が最小１．０ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５ｍｍ以上（じんあいが侵入し難い箇所、１００Ｖ）であること。	1
超音波洗浄機 品目番号１１４ 試料番号２	100V 30W 50/60Hz □	(KA111)	盛商実業㈱ （輸入）	二重絶縁構造において、二重絶縁であるにもかかわらず電源電線にビニルコード（ＶＦＦ：０．７５㎟）を使用していた。	別表第八１（７）ル 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が０．７５㎟以上のものであること。	1
超音波洗浄機 品目番号１１４ 試料番号３	100V 35W 50/60Hz	(UC-600)	㈱万雄 （輸入）	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力３５Ｗに対して、測定値が２２．８／２３．２Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－３４．９／－３３．７％）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が３０Ｗを超え１００Ｗ以下のものの許容差は±２０％以内であること。	－
アーク溶接機 品目番号１１５ 試料番号１	100V 2.3kW 50/60Hz	(PW-80SF)	日動工業㈱ （輸入）	１．　構造試験において、器体内部のアース用端子にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	1

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
アーク溶接機 品目番号１１５ 試料番号１	100V 2.3kW 50/60Hz	(PS E) (PW-80SF)	日動工業㈱ （輸入）	２．　部品又は附属品の試験において、定格消費電力２．３ｋW(実測値：２７．７／２５．２A，２３５２／２２４０W，５０／６０Ｈｚ)であるにもかかわらず許容電流２２Aの２．０㎟のビニルキャブタイヤケーブル及び定格電流１５Aの差込みプラグを使用していた。	別表第八１（３）イ 部品又は附属品の定格電圧、定格電流及び許容電流は、これらに加わる最大電圧又はこれらに流れる最大電流以上であること。	2
				３．　雑音の強さ（雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が１０８．３／１０７．１ｄＢ（測定周波数４．３ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であり、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が１０２．６／９３．３ｄＢ（測定周波数６．０ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）イ（ロ） 雑音端子電圧は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。ただし、１３．５６ＭＨｚ±６．７８ｋＨｚ及び２７．１２ＭＨｚ±１６２．７２ｋＨｚの範囲の周波数を除く。	－
				４．　雑音の強さ（雑音電界強度）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上９０ＭＨｚ未満の範囲で最大値が７７６／７３２μＶ／ｍ（測定周波数７．０／７．１ＭＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八２（１００）ホ（ハ） 周波数が５２６．５ｋＨｚ以上９０ＭＨｚ未満の範囲にあっては、２１４μＶ／ｍ以下であること。ただし、１３．５６ＭＨｚ±６．７８ｋＨｚ、２７．１２ＭＨｚ±１６２．７２ｋＨｚ、４０．６８ＭＨｚ±２０．３４ｋＨｚの周波数範囲を除く。	－
アーク溶接機 品目番号１１５ 試料番号２	100V 2300W 50/60Hz	(PS E) (NAW-80)	㈱ナカトミ （輸入）	１．　部品又は附属品の試験において、定格消費電力２３００W(実測値：２５．３／２５．３A，２３７０／２３９W，５０／６０Ｈｚ)であるにもかかわらず定格電流１５Aの差込みプラグを使用していた。	別表第八１（３）イ 部品又は附属品の定格電圧、定格電流及び許容電流は、これらに加わる最大電圧又はこれらに流れる最大電流以上であること。	1
				２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７２．０ｄＢ（測定周波数１．０ＭＨｚ、電源周波数５０－６０ Ｈｚ）であった。	別表第八１（５）ニ（ロ）ａ 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては５６ｄＢ以下、５ＭＨzを超え３０ＭＨz以下の範囲にあっては６０ｄＢ以下であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
アーク溶接機 品目番号１１５ 試料番号２	100V 2300W 50/60Hz	㋮ （NAW-80）	㈱ナカトミ （輸入）	３．　構造試験において、溶接用電源装置から溶接電極に至る電線の導体の断面積が８．０㎟であった。	別表第八２（１００）イ（ロ）ｂ（ａ）① 導体は、附表第七に適合する軟銅集合より線であって断面積が１４㎟以上のもの又は別表第一附表第八の三に適合する軟アルミ集合より線であること。	2
電気冷蔵庫（吸収式） 品目番号１１６ 試料番号１	100V 50/60Hz	㋮ （MW-40）	三ツ星貿易㈱ （輸入）	１．　構造試験において、庫内灯用プリント基板上の電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流（２Ａ）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
				２．　表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が銘板等になかった。（定格消費電力の単位が「ｋＷｈ/年」となっている）	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	2